

こ けんり 子どもの権利ノート



 鳥取県

【はじめに】

あなたは、ひとりの大切な人です。

この「ノート」には、家族から離れて生活するあなたに
改めて伝えたい「権利」について書かれています。

すべての子どもには「・生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」が保障されるからです。

「・命を守られ成長できること・子どもにとって最もよいこと・意見を表明し参加できること・差別のないこと」
を大切にできるように、この「ノート」を贈ります。

※この「ノート」は、世界のすべての子どもがもつ権利を
定めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」
をもとにつくられています。

もくじ
目次

「ひとりの人として大切にされます。」 3
ひと たいせつ

「どうして施設で生活するの？」 4
しせつ せいかつ

「これから、どこで生活するの？」 5
せいかつ

「いつまで施設で生活するの？」 6
しせつ せいかつ

「意見や希望を言うことは大切なことです。」 7
いけん きぼう い たいせつ

「家族と交流できます。」 8
かぞく こうりゅう

「あなたの情報は守られます。」 9
じょうほう まも

「あなたが大切にしている物は持つことができます。」 10
たいせつ もの も

「いろいろな情報や考え方を知ることができます。」 11
じょうほう かんが かつ し

「教育を受けられます。」 12
きょういく う

「心と身体の健康が守られます。」 13
こころ からだ けんこう まも

「考えたり、信じることは自由です。」 14
かんが しん じゆう

「遊んだり、休んだり、趣味を楽しむことができます。」 15
あそ やす しゅみ たの

「いろいろな人と交流できます。」 16
ひと こうりゅう

「さまざまな暴力・虐待から守られます。」 17
ぼうりょく ぎゃくたい まも

「身体的虐待とは」「心理的虐待とは」 18
しんたいてきぎやくたい しんりてきぎやくたい

「ネグレクトとは」「性的虐待とは」 19
せいてきぎやくたい

「施設を出たあとも応援します。」 20
しせつ で おうえん

ひと たいせつ
「ひとりの人として大切にされます。」

あなたは、ひとりの人として大切にされます。自分も
あいて たいせつ
相手も大切にしましょう。



「^{しせつ} ^{せいかつ} 施設で生活するの？」

^{しせつ} ^{せいかつ} ^{りゆう} ^ふ ^{かえ} ^{かんが}
施設で生活する理由を、振り返ったり、考えることは、
^{みらい} ^{たいせつ}
あなたの未来につながるとても大切なことです。あなたが
^{りゆう} ^{なっとく} ^{いっしょ} ^{かんが} ^{はな} ^あ
その理由に納得ができるまで、一緒に考え、話し合います。



「これから、どこで生活するの？」^{せいかつ}

あなたが、生活する施設や学校について、一緒に考えます。^{せいかつ しせつ がっこう いっしょ かんが}

あなたが安心して新しい生活を始められるように、どんなことでも尋ねてください。^{あんしん あたら せいかつ はじ たず}

見学や体験をすることもできます。^{けんがく たいけん}



しせつ せいかつ 「いつまで施設で生活するの？」

しせつ せいかつ いけん きぼう き
いつまで施設で生活するの、あなたの意見や希望を聞
き、いっしょ かんが
き、一緒に考えます。

はな あ よ かたち み
話し合いの中で、より良い形を見つけていきます。



いけん きぼう い たいせつ
「意見や希望を言うことは大切なことです。」

しせつ せいかつ じぶんじしん じゆう
施設での生活や自分自身のことなどについて、自由に
いけん きぼう い
意見や希望を言うことができます。

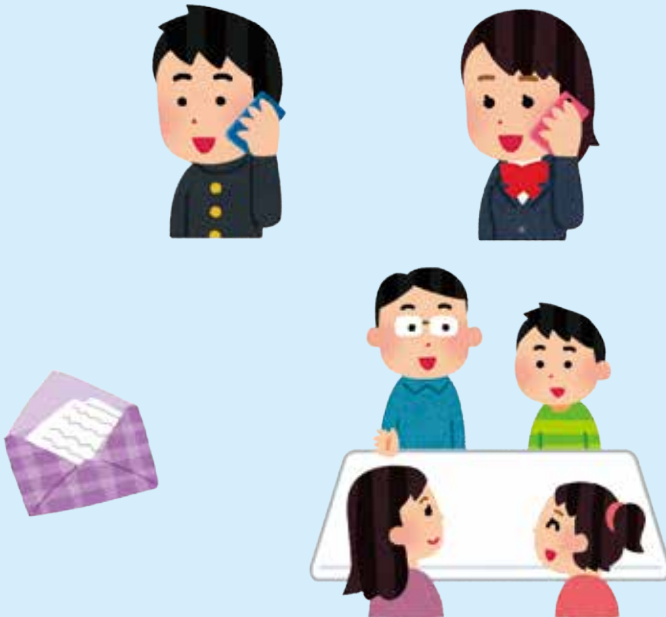
しせつ じどうそうだんしょ しょくいん はな かんきょう ととの
施設や児童相談所の職員は、話しやすい環境を整え、あ
いけん きぼう き よ っしょ かんが
なたの意見や希望を聞き、より良くなるように一緒に考え
ていきます。



かぞく こうりゅう
「家族と交流できます。」

とくべつ りゆう かぎ かぞく あ でんわ はな
特別な理由がない限り、家族と会ったり、電話で話した
り、がいしゅつ いえ かえ と
り、外出したり、家に帰って泊まったりすることができます。
あなたがのぞかないときは、かぞく あ はなし
す。あなたが望まないときは、家族と会わないことや話を
しないこともできます。

かぞく こうりゅう ばあい かぞく
家族と交流することができない場合でも、家族のことを
し おも おも き
知りたいと思ったときは聞くことができます。



じょうほう まも
「あなたの情報は守られます。」

ひと し ひみつ たいせつ
あなたが人に知られたくない秘密は大切にされます。

また、あなたへのてがみ であんわを、あなたにむだん
で、ほか
ひと よ き
の人が読んだり聞いたりすることはありません。



「あなたが大切にしている物は持つことができます。」

も しんぱい ばあい しせつ しょくいん そうだん
持っているとき心配な場合は、施設の職員と相談できます。

大切にしているものがあれば書いてください。



じょうほう かんが かた し
「いろいろな情報や考え方を知ることができます。」

せいちょう やくだ おお じょうほう し
あなたの成長に役立つ多くの情報を知るとはとても
たいせつ
大切ことです。

しんぶん ほん
新聞・本・テレビ・ラジオ・インターネット・SNSな
りよう
どを利用することができます。他にもこんなことを知りた
し
いという希望があれば、施設の職員に相談できます。



きょういく う
「教育を受けられます。」

ちゅうがっこうそつぎょうひ こうとうがっこう せんもんがっこう たんきだいがく だいがく
中学校卒業後も、高等学校、専門学校、短期大学、大学
などに施設から通うことができます。

しせつ かよ
どの進路を選ぶかは、あなた自身の選択が一番大事で
す。

だいがく かよ しょうがくきん しぎんえんじよせいど
また、大学などに通うための奨学金などの資金援助制度
も利用することができます。

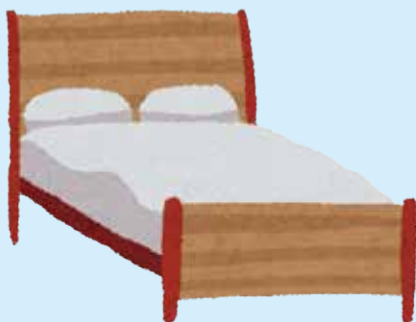
わ なや ばあい しせつ しょくいん がっこう
分からないことや悩みがある場合は施設の職員や学校
の先生などに相談できます。



こころ からだ けんこう まも
「心と身体の健康が守られます。」

けんこう げんき す しせつ えいよう
あなたが、健康で元気に過ごせるよう、施設では栄養の
しょくじ やす じゅうきよ せいけつ しんぐ ひつよう いぶく
ある食事、ゆっくり休める住居や清潔な寝具、必要な衣服
ようい
が用意されます。

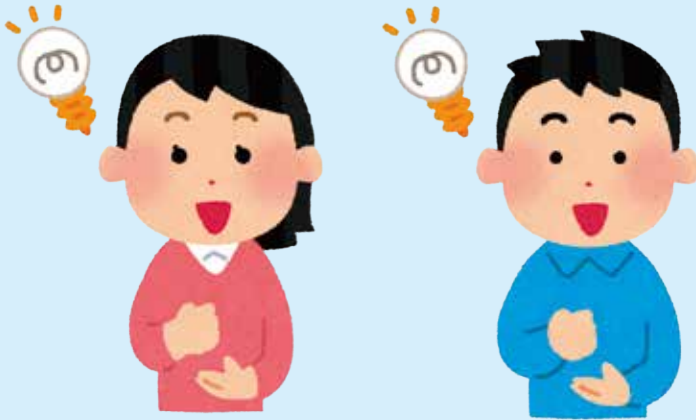
ひつよう おう いりようじゆしん
必要に応じて医療受診もできます。



かんが しん じゆう
「考えたり、信じることは自由です。」

あなたは、自由にものごとを考えたり、自分で「良いこと・悪いこと」を判断したり、自由に宗教を信じたりすることができます。

ほかの人と同じように、いろいろな考え方を持っています。その人の考え方も大切にしましょう。



あそ やす しゅみ たの
「遊んだり、休んだり、趣味を楽しむことが
できます。」

あなたは、あそ やす やす
遊んだり、休みたいときに休んだりするこ
ができます。 また、この おう しゅみ たの
好みに応じて趣味を楽しむことがで
きます。

そして、かんが おも
考えていることや思っていることを、いろいろ
ほうほう つた じゅう ひょうげん
な方法で伝えたり、自由に表現できます。



ひと こうりゅう
「いろいろな人と交流できます。」

かつどう なかま き あ ともだち こうりゅう
あなたは、活動の仲間や気の合う友達などと交流できま
す。

おも たいせつ こうりゅう
思いやりや、やさしさを大切にして交流してください。



ぼうりよく ぎやくたい まも
「さまざまな暴力・虐待から守られます。」

あんしん あんぜん せいかつ けんり
あなたには安心、安全に生活をする権利があります。

ぼうりよく ぎやくたい だれ りゆう
暴力・虐待は、誰からであっても、どのような理由が
あっても許されるものではありません。あなたや他の人が
いや おも おも おとな
嫌な思いやつらい思いをしているときは、相談できる大人
はなし
に話をしてください。

あんしん あんぜん せいかつ
安心して、安全に生活ができるように、あなたのことを
まも
守ります。

ぎやくたい からだ ところ きず いや おも
虐待とは、あなたの身体や心を傷つけたり、嫌な思いや
おも い ぎやくたい おも
つらい思いをさせることを言います。虐待には主に4つの
しゆるい
種類があります。

しんたいてきぎやくたい
●身体的虐待とは

たた け と こ からだ きず
叩かれたり、蹴られたり、閉じ込められたり、体を傷つ
ぼうりよく
けられたりする暴力のことです。

しんりてきぎやくたい
●心理的虐待とは

む し さべつ ど な こわ おも
無視されたり、差別されたり、怒鳴られて怖い思いを
いや い ところ きず
したり、嫌なことを言われたり、心が傷つけられたりする
ぼうりよく
暴力のことです。

●ネグレクトとは

しよくじ せいけつ ふく じゅんび ひつよう
食事や清潔な服を準備してもらえなかったり、必要な
びょういんじゆしん ぼうりよく まも
病院受診をしてもらえなかったり、暴力から守ってもらえ
なかつたりするなど、おとな ひつよう かか
大人から必要な関わりをもらえ
ないぼうりよく
ない暴力のことです。

せいてきぎやくたい ●性的虐待とは

みずぎ かく ぶぶん さわ
プライベートゾーン（水着で隠れる部分）を触られたり／
さわ み み はだか
触らされたり、見られたり／見せられたり、裸になってい
しゃしん えいぞう み ぼうりよく
る写真や映像を見せられたりするような暴力のことです。

いりようじゆしん どうい いがい
医療受診のときなど、あなたが同意したとき以外で、あ
なたのプライベートゾーンをだれ さわ み
誰かが触ったり、見たりする
ゆる
ことは許されるものではありません。

しせつ で おうえん
「施設を出たあとも応援します。」

あなたは、^{しせつ}施設や^{じどうそうだんしょ}児童相談所の^{しょくいん}職員に、いつでもどんな
ことでも^{そうだん}相談することができます。もし^{こま}困って^{ちから}いれば力に
なります。

あなたが^{しせつ}施設を出たあとも、^{そうだん}相談したいこと、^{こま}困ったこ
とがあれば、ひとり^{かか}で^こ抱え込まないで、^{しせつ}施設や^{じどうそうだんしょ}児童相談所
の^{しょくいん}職員に、^{そうだん}相談してくださいね。



<ここは自由じゆうにつかってね>

<ここは自由じゆうにつかってね>

<ここは自由じゆうにつかってね>

あなたが自分の生活にかかわることについて意見があったりするときは、どんなことでもよいので、施設や児童相談所の職員に相談してください。

そして、虐待やいやがらせなどであなたの権利が守られていないとあなたが思ったときや助けてほしいと思ったとき、だれかが虐待を受けているのを見たときにも、施設や児童相談所の職員に相談してください。

施設や児童相談所の職員に相談しにくいときは、

「施設が設置している第三者委員」や

「鳥取県福祉サービス運営適正化委員会」に相談してください。

必要に応じて詳しく調査をしたり、専門家が助言をしたりして、

あなたの権利が守られるようにします。

ぎゃくたい けんり
虐待やいやがらせなどで、あなたの権利が
しせつ じどうそうだんしよ しょくいん
施設や児童相談所の職員に



しせつ じどうそうだんしよ しょくいん そうだん
施設や児童相談所の職員に相談してください。

しせつ くじょううけつけたんとうしゃ
【あなたの施設の苦情受付担当者は】

なまえ
○名前 ()
やくしよく
役職 ()

しせつ いけんぼこ
【あなたの施設の意見箱は】

() においてあります

じどうそうだんしよ
【児童相談所】

ふくしそうだん
○福祉相談センター

とっとりしえづ
〒680-0901 鳥取市江津318-1

でんわ
電話 0857-23-6080

メールアドレス fukushisodan@pref.tottori.lg.jp



くらしじどうそうだんしよ
○倉吉児童相談所

くらししみやがわちよう
〒682-0881 倉吉市宮川町2-36

でんわ
電話 0858-23-1141

メールアドレス kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp

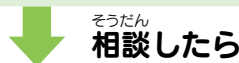


よなごじどうそうだんしよ
○米子児童相談所

よなごしばくろうまち
〒683-0052 米子市博労町4-50

でんわ
電話 0859-33-1471

メールアドレス yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp



けんり まも
あなたの権利を守るために
そうだん はな あ ひつよう おう ちょうさ じっし
相談・話し合い、必要に応じた調査の実施、
た けんりほご おとな どりよく
その他、権利保護のために大人が努力します

まも
守られていないと感じたときに
そうだん
相談できますか？



そうだん
いいえまたは相談しにくい

しせつ せっち だいさんしゃいいん
施設が設置している第三者委員や
とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい そうだん
鳥取県福祉サービス運営適正化委員会に相談してください。

しせつ せっち だいさんしゃいいん
【施設が設置している第三者委員】

なまえ 名前 ()	しよくぎよう 職業 ()
でんわ 電話 ()	でんわかのうじかん 電話可能時間 (~)
なまえ 名前 ()	しよくぎよう 職業 ()
でんわ 電話 ()	でんわかのうじかん 電話可能時間 (~)
なまえ 名前 ()	しよくぎよう 職業 ()
でんわ 電話 ()	でんわかのうじかん 電話可能時間 (~)

とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい
【鳥取県福祉サービス運営適正化委員会】

とっとりしふしの
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
でんわ
電話 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

メールアドレス unei-t@tottori-wel.or.jp

うけつけじかん ごぜん じ ごご じ
受付時間 午前9時～午後5時

ただし、土、日、祝日、年末年始はお休みです。



でんわ
※電話、FAX、メール、手紙、実際に行って話をする。

ほうほう ひみつ まも
どんな方法でもだいじょうぶです。(秘密は守られます)

いちばんさいご とど
このノートの一冊最後のページのはがきは、こちらに届きます。



そうだん
相談したら

けんり まも
あなたの権利を守るために

ひつよう おう ちょうさ じっし
必要に応じた調査の実施、専門家の助言

そうだん はな あ た けんり ほ こ おとな どりよく
相談・話し合い、その他、権利保護のために大人が努力します

どんなことでもよいですから、意見いけんがあったり相談そうだんしたいことがあったり助けてほしいときは、手紙てがみを書いたり、メールをしたり、電話でんわをかけてください。相談そうだんをしてくれたあなたの気持ちきもちを否定ひていすることは絶対ぜったいにしません。手紙てがみの送り先おくやメールアドレスさき、電話番号でんわばんごうは、25ページと26ページかに書いています。
あなたからの相談そうだんを待っています。

このノートいちばんさいごの一番最後つかについているはがきをそのまま使うと、
「鳥取県福祉サービス運営適正化委員会とっとりけんふくし うんえいてきせいはいいんかい とど」に届きます。

わからないこときやこんなことを聞いてみたい、
言いってみたいなどの意見いけんを書かいて出だしてもいいです。
あなたからの意見いけんや相談そうだんを待っています。

鳥取市伏野二七二九一五

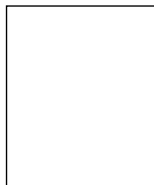
鳥取県立福祉人材研修センター内

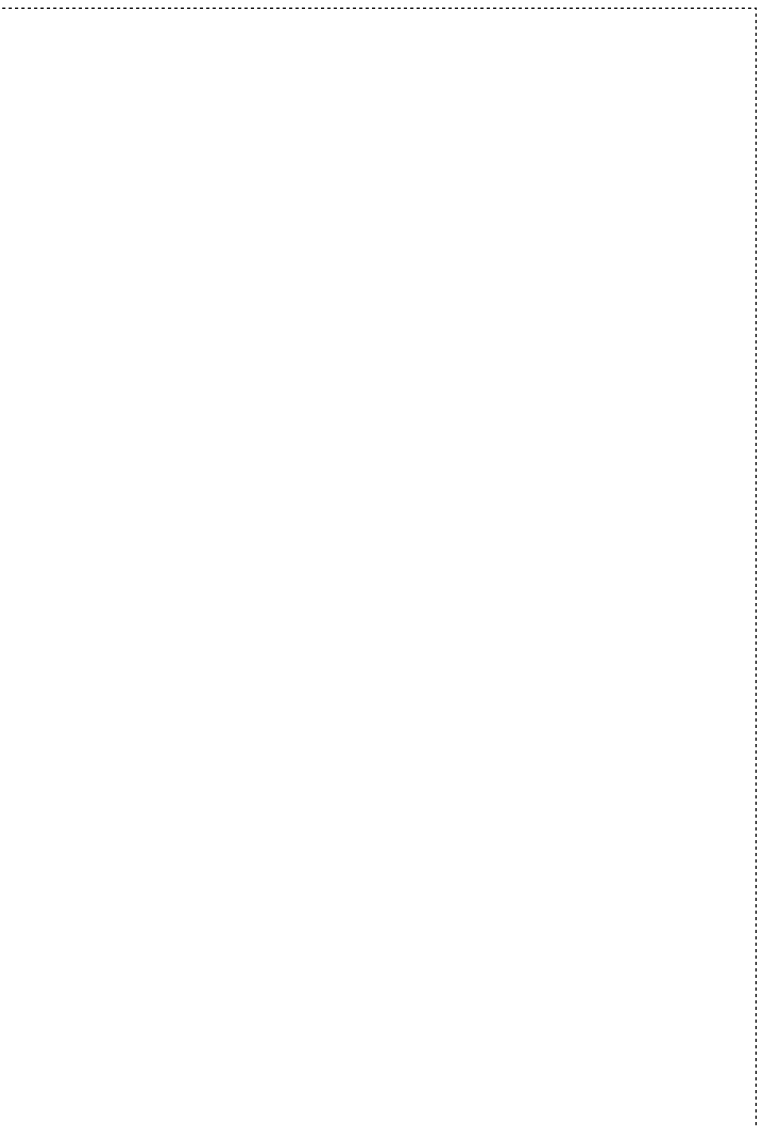
6 8 9 0 2 0 1

鳥取県福祉サービス

運営適正化委員会

行





【あしがき】

この「ノート」には、施設しせつを利用する全ての子ども達りよう すべ こ たちが持っている権利けんりとはどういうものなのか書かれています。

施設しせつでは、多くの仲間たちが生活せいかつしています。あなたやその仲間たちが夢ゆめや希望きぼうを大きく育てられるよう願ねがっています。だからこそ、あなたの権利けんりや仲間たちの権利けんりが守まもられなければなりません。

この「ノート」をきっかけに「権利けんり」について学まなび、実じっさい際さいの生活せいかつの中なかでいかしてもらえたらと思おもいます。

さしえ
(挿絵：いらすとや)

